

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	集7-2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 鈴鹿市長 末松 則子					(所在地) 鈴鹿市神戸一丁目18番18号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鈴鹿市大久保町字小杉	2482	7-イ-2	山林	0.53	スギ・ヒノキ	76	公告の日から	経営管理権を設 定した日を含む 年度の翌年度の 初日から起算し て15年を経過す る日まで (2041. 3. 31)	乙は、森林の多面的 機能を發揮させるた め、鈴鹿市森林整備計 画に基づき、存続期間 中に、間伐を1回以上実 施する。ただし、経営 管理実施権が設定され る場合は、経営管理実 施権者が提示した企画 提案書に基づいて、森 林整備を行うものとす る。  乙は、市有林と同程 度の回数、林道等から 目視によって判断でき る限りで気象害等の確 認を行う。ただし、経 営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理 実施権者が確認を行 るものとする。  間伐は森林の現況や 林地の状態をよく把握 検討した上で、水源涵 養・山腹崩壊等の災害 リスクや生物多様性に 配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経営 管理を行うために要した経費は 乙が負担し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。  ただし、経営管理実施権が設 定された場合、経営管理実施権 者が経営管理実施権配分計画に 添付された利益の見積額を甲に 支払うものとする。なお、木材 の販売収益から利用間伐及び販 売の経費（経費の見積額）を控 除した額が経営管理実施権配分 計画に添付された甲に支払う見 積額を上回る場合は、その額と する。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。  ただし、経営 管理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うも のとする。	経 営 管 理 権 の 設 定 区 域 は 別 添 図 面 の と おり。
以下余白													

この計画に同意する。

## 権利の設定を受ける市町村（乙）

### 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市長 末松 則子

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は経営管理権を設定する森林の面積であり、境界明確化等の際に測量した実測面積を記載することとする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	集7-3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 鈴鹿市長 末松 則子						(所在地) 鈴鹿市神戸一丁目18番18号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鈴鹿市大久保町字永谷	2452	7-イ-36	山林	0.47	スギ・ヒノキ	61	公告の日から	経営管理権を設 定した日を含む 年度の翌年度の 初日から起算し て15年を経過す る日まで (2041. 3. 31)	乙は、森林の多面的 機能を發揮させるた め、鈴鹿市森林整備計 画に基づき、存続期間 中に、間伐を1回以上実 施する。ただし、経営 管理実施権が設定され る場合は、経営管理実 施権者が提示した企画 提案書に基づいて、森 林整備を行うものとす る。  乙は、市有林と同程 度の回数、林道等から 目視によって判断でき る限りで気象害等の確 認を行う。ただし、経 営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理 実施権者が確認を行 るものとする。  間伐は森林の現況や 林地の状態をよく把握 検討した上で、水源涵 養・山腹崩壊等の災害 リスクや生物多様性に 配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経営 管理を行うために要した経費は 乙が負担し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。  ただし、経営管理実施権が設 定された場合、経営管理実施権 者が経営管理実施権配分計画に 添付された利益の見積額を甲に 支払うものとする。なお、木材 の販売収益から利用間伐及び販 売の経費（経費の見積額）を控 除した額が経営管理実施権配分 計画に添付された甲に支払う見 積額を上回る場合は、その額と する。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。  ただし、経営 管理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うも のとする。	経 営 管 理 権 の 設 定 区 域 は 別 添 図 面 の と おり。
以下余白													

この計画に同意する。

## 権利の設定を受ける市町村（乙）

### 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
氏 名 鈴鹿市長 末松 則子  
住 所  
氏 名

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は経営管理権を設定する森林の面積であり、境界明確化等の際に測量した実測面積を記載することとする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	集7-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 鈴鹿市長 末松 則子						(所在地) 鈴鹿市神戸一丁目18番18号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鈴鹿市大久保町字沢山	48	9-ア-38	山林	0.51	スギ・ヒノキ	58	公告の日から	経営管理権を設 定した日を含む 年度の翌年度の 初日から起算し て15年を経過す る日まで (2041. 3. 31)	乙は、森林の多面的 機能を發揮させるた め、鈴鹿市森林整備計 画に基づき、存続期間 中に、間伐を1回以上実 施する。ただし、経営 管理実施権が設定され る場合は、経営管理実 施権者が提示した企画 提案書に基づいて、森 林整備を行うものとす る。  乙は、市有林と同程 度の回数、林道等から 目視によって判断でき る限りで気象害等の確 認を行う。ただし、経 営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理 実施権者が確認を行 るものとする。  間伐は森林の現況や 林地の状態をよく把握 検討した上で、水源涵 養・山腹崩壊等の災害 リスクや生物多様性に 配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経営 管理を行うために要した経費は 乙が負担し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。  ただし、経営管理実施権が設 定された場合、経営管理実施権 者が経営管理実施権配分計画に 添付された利益の見積額を甲に 支払うものとする。なお、木材 の販売収益から利用間伐及び販 売の経費（経費の見積額）を控 除した額が経営管理実施権配分 計画に添付された甲に支払う見 積額を上回る場合は、その額と する。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。  ただし、経営 管理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うも のとする。	経 営 管 理 権 の 設 定 区 域 は 別 添 図 面 の と お り
以下余白													

この計画に同意する。

## 権利の設定を受ける市町村（乙）

### 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市長 末松 則子

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は経営管理権を設定する森林の面積であり、境界明確化等の際に測量した実測面積を記載することとする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 經營管理權集積計畫

## 1 個別事項

この計画に同意する。

## 権利の設定を受ける市町村（乙）

鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市長 末松 則子

### 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は経営管理権を設定する森林の面積であり、境界明確化等の際に測量した実測面積を記載することとする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

この計画に同意する。

## 権利の設定を受ける市町村（乙）

鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市長 末松 則子

### 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は経営管理権を設定する森林の面積であり、境界明確化等の際に測量した実測面積を記載することとする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	集7-7	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 鈴鹿市長 末松 則子						(所在地) 鈴鹿市神戸一丁目18番18号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鈴鹿市大久保町字若林	2386-1	6-ア-4	山林	0.90	スギ・ヒノキ	80	公告の日から	経営管理権を設 定した日を含む 年度の翌年度の 初日から起算し て15年を経過す る日まで (2041. 3. 31)	乙は、森林の多面的 機能を発揮させるた め、鈴鹿市森林整備計 画に基づき、存続期間 中に、間伐を1回以上実 施する。ただし、経営 管理実施権が設定され る場合は、経営管理実 施権者が提示した企画 提案書に基づいて、森 林整備を行うものとす る。  乙は、市有林と同程 度の回数、林道等から 目視によって判断でき る限りで気象害等の確 認を行う。ただし、経 営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理 実施権者が確認を行 るものとする。  間伐は森林の現況や 林地の状態をよく把握 検討した上で、水源涵 養・山腹崩壊等の災害 リスクや生物多様性に 配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経営 管理を行うために要した経費は 乙が負担し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。  ただし、経営管理実施権が設 定された場合、経営管理実施権 者が経営管理実施権配分計画に 添付された利益の見積額を甲に 支払うものとする。なお、木材 の販売収益から利用間伐及び販 売の経費（経費の見積額）を控 除した額が経営管理実施権配分 計画に添付された甲に支払う見 積額を上回る場合は、その額と する。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。  ただし、経営 管理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うも のとする。	経営 管理権 の設定 区域は 別添図 面のと おり。
以下余白													

この計画に同意する。

## 権利の設定を受ける市町村（乙）

### 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
氏 名 鈴鹿市長 末松 則子  
住 所  
氏 名

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は経営管理権を設定する森林の面積であり、境界明確化等の際に測量した実測面積を記載することとする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	集7-8	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 鈴鹿市長 末松 則子						(所在地) 鈴鹿市神戸一丁目18番18号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鈴鹿市大久保町字永谷	2432	7-イ-39	山林	0.43	スギ・ヒノキ	60	公告の日から	経営管理権を設 定した日を含む 年度の翌年度の 初日から起算し て15年を経過す る日まで (2041. 3. 31)	乙は、森林の多面的 機能を發揮させるた め、鈴鹿市森林整備計 画に基づき、存続期間 中に、間伐を1回以上実 施する。ただし、経営 管理実施権が設定され る場合は、経営管理実 施権者が提示した企画 提案書に基づいて、森 林整備を行うものとす る。  乙は、市有林と同程 度の回数、林道等から 目視によって判断でき る限りで気象害等の確 認を行う。ただし、経 営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理 実施権者が確認を行 るものとする。  間伐は森林の現況や 林地の状態をよく把握 検討した上で、水源涵 養・山腹崩壊等の災害 リスクや生物多様性に 配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経営 管理を行うために要した経費は 乙が負担し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。  ただし、経営管理実施権が設 定された場合、経営管理実施権 者が経営管理実施権配分計画に 添付された利益の見積額を甲に 支払うものとする。なお、木材 の販売収益から利用間伐及び販 売の経費（経費の見積額）を控 除した額が経営管理実施権配分 計画に添付された甲に支払う見 積額を上回る場合は、その額と する。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。  ただし、経営 管理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うも のとする。	経 営 管 理 権 の 設 定 区 域 は 別 添 図 面 の と おり。
以下余白													

この計画に同意する。

## 権利の設定を受ける市町村（乙）

### 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市長 末松 則子

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は経営管理権を設定する森林の面積であり、境界明確化等の際に測量した実測面積を記載することとする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	集7-9	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 鈴鹿市長 末松 則子						(所在地) 鈴鹿市神戸一丁目18番18号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鈴鹿市大久保町字一之井	21	9-ア-25	山林	0.17	スギ・ヒノキ	73	公告の日から	経営管理権を設 定した日を含む 年度の翌年度の 初日から起算し て15年を経過す る日まで (2041. 3. 31)	乙は、森林の多面的 機能を発揮させるた め、鈴鹿市森林整備計 画に基づき、存続期間 中に、間伐を1回以上実 施する。ただし、経営 管理実施権が設定され る場合は、経営管理実 施権者が提示した企画 提案書に基づいて、森 林整備を行うものとす る。  乙は、市有林と同程 度の回数、林道等から 目視によって判断でき る限りで気象害等の確 認を行う。ただし、経 営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理 実施権者が確認を行 るものとする。  間伐は森林の現況や 林地の状態をよく把握 検討した上で、水源涵 養・山腹崩壊等の災害 リスクや生物多様性に 配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経営 管理を行うために要した経費は 乙が負担し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。  ただし、経営管理実施権が設 定された場合、経営管理実施権 者が経営管理実施権配分計画に 添付された利益の見積額を甲に 支払うものとする。なお、木材 の販売収益から利用間伐及び販 売の経費（経費の見積額）を控 除した額が経営管理実施権配分 計画に添付された甲に支払う見 積額を上回る場合は、その額と する。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。  ただし、経営 管理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うも のとする。	経営 管理権 の設定 区域は 別添図 面のと おり。
以下余白													

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は経営管理権を設定する森林の面積であり、境界明確化等の際に測量した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

## 別紙

## 経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書（共有林等）

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	鈴鹿市大久保町字一之井21	山林	0.17	2		
2						
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所  
氏名  
鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市長 末松則子

権利を設定する森林の所有者（甲）

住所  
氏名住所  
氏名

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	集7-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 鈴鹿市長 末松 則子						(所在地) 鈴鹿市神戸一丁目18番18号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鈴鹿市大久保町字一之井	20	9-ア-24	山林	0.19	スギ・ヒノキ	88	公告の日から	経営管理権を設 定した日を含む 年度の翌年度の 初日から起算し て15年を経過す る日まで (2041. 3. 31)	乙は、森林の多面的 機能を発揮させるた め、鈴鹿市森林整備計 画に基づき、存続期間 中に、間伐を1回以上実 施する。ただし、経営 管理実施権が設定され る場合は、経営管理実 施権者が提示した企画 提案書に基づいて、森 林整備を行うものとす る。  乙は、市有林と同程 度の回数、林道等から 目視によって判断でき る限りで気象害等の確 認を行う。ただし、経 営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理 実施権者が確認を行 るものとする。  間伐は森林の現況や 林地の状態をよく把握 検討した上で、水源涵 養・山腹崩壊等の災害 リスクや生物多様性に 配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経営 管理を行うために要した経費は 乙が負担し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。  ただし、経営管理実施権が設 定された場合、経営管理実施権 者が経営管理実施権配分計画に 添付された利益の見積額を甲に 支払うものとする。なお、木材 の販売収益から利用間伐及び販 売の経費（経費の見積額）を控 除した額が経営管理実施権配分 計画に添付された甲に支払う見 積額を上回る場合は、その額と する。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。  ただし、経営 管理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うも のとする。	経 営 管 理 権 の 設 定 区 域 は 別 添 図 面 の と おり。
以下余白													

この計画に同意する。

## 権利の設定を受ける市町村（乙）

### 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市長 末松 則子

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は経営管理権を設定する森林の面積であり、境界明確化等の際に測量した実測面積を記載することとする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙（経営管理実施権が設定された時には、経営管理実施権者）が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を、甲に送付するものとする。

細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。